

卒業の認定に関する方針  
(大原保育医療福祉専門学校福岡校)

1. 教育目的

本校は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法並びに「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、保育・介護福祉・医療並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な保育・医療・介護福祉及びこれらの関連産業従事者を育成することを目的とする。

また、本邦において専門的知識・技能の習得を目指す外国人に対して、必要な日本語能力の習得に関する教育を施すとともに、国際理解、国際協調の精神を醸成し、職業教育並びに留学生の進学を推進し、併せて人材育成に資することを目的とする。

2. 卒業の認定

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目および授業時間(単位)を修得し、卒業審査に合格した者を卒業認定する。

(1) 卒業に必要な授業時間(単位)

医療管理2年制学科	1,	860時間	(62単位)
医療福祉専攻科		850時間	(31単位)
保育福祉学科	1,	710時間	(71単位)
介護福祉学科	2,	074時間	(68単位)
日本語1年制学科		800時間	(37単位)

(2) 称号の授与

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科(1年制を除く)を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。